

【大臣直轄チーム】 ※令和2年10月1日発足

- ・縦割り110番、地方公共団体等からの要望のうち、早期に取り組むべきものを大臣の直接の指揮により実現
- ・国の行政機関、地方公共団体及び民間出身者で構成

↳ 群馬県、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、徳島県、高知県、那須塩原市、横浜市、相模原市、福岡市、大刀洗町、鹿児島市

1. 地方公共団体の業務改善

<デジタル化への対応>

- ①地方公共団体における押印見直しマニュアル作成
- ②災害救助法に基づく救助費用の求償手続の効率化
- ③地方税事務の合理化
- ④製品安全4法に関する地方自治体からの報告方法見直し
- ⑤地方自治体の支払いにおけるクレジットカードの利用
- ⑥地方自治体から消防庁への報告の電子化

<その他>

- ⑦地方自治体の職員が所持する立入検査証の統合
- ⑧救急車が帰署する際の高速道路料金の無料措置
- ⑨都道府県に対する調査の重複排除
- ⑩水道布設工事監督者の配置の見直し
- ⑪災害復旧事業における写真撮影の合理化
- ⑫政府統計データ2次的利用手続簡素化

2. 学校運営・研究活動の改善

- ⑬教育現場におけるオンライン教育の活用
- ⑭競争的研究費に関する事務負担軽減等
- ⑮国立大学法人における事務処理の簡素化・デジタル化
- ⑯政府統計のデータフォーマット統一

3. 民間の経済活動・国民生活の改善

<新たな経済活動への対応>

- ⑰ドローンに関する規制改革
- ⑱自動運転に関する規制改革
- ⑲再生可能エネルギー等に関する規制の総点検
- ⑳フードテックに関する規制改革
- ㉑「空飛ぶクルマ」の実現に向けた制度の整備
- ㉒複数ビルの入居者を対象としたオンデマンド型シャトルサービスの実現
- ㉓自家用有償旅客運送の円滑な実施
- ㉔シェアオフィスの立地円滑化
- ㉕MaaS利用券の景品表示法上の金額制限からの適用除外
- ㉖駅前ロッカーを利用したクリーニング衣料の受渡し

- ㉗会社設立時の定款認証に係る公証人手数料の引下げ

- ㉘経営者保証の融資慣行の改善

<キャッシュレス化の推進>

- ㉙特許料等の支払方法の利便性向上
- ㉚自動車検査登録手続のキャッシュレス化
- ㉛交通反則金の納付方法の多様化
- ㉜国の手数料等の支払いキャッシュレス化
- ㉝地方税のクレジットカード納付の際の納税証明書の即時発行

3. 民間の経済活動・国民生活の改善

<デジタル化への対応>

- ③④常駐規制・専任規制の見直し
- ③⑤ハローワークにおけるオンライン求人申込時の対面手続廃止
- ③⑥国民年金における保険料免除手続の電子化
- ③⑦警察におけるデジタル化（道路占用許可のオンライン化等）
- ③⑧公式法令データの整備
- ③⑨介護サービス情報公表システムの情報充実
- ④⑩引越しに伴うナンバープレート交換に関する特例の創設
- ④⑪療育手帳のマイナポータル自己情報表示の早期実現
- ④⑫転入・転出手続ワンストップ化の早期実現

<その他>

- ④⑬各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合
- ④⑭運転免許証更新時に写真を提出する申請者の利便性の向上
- ④⑮居住地以外のハローワークでの給付金手続
- ④⑯所得制限に関する分析レポート
- ④⑰災害時におけるトラックドライバーの融通
- ④⑱雇用保険給付金申請の添付書類の見直し
- ④⑲厚生労働省の調査の重複排除
- ⑤⑰技能実習生への対応強化
- ⑤⑰コンプレッサーに関する騒音・振動規制の見直し
- ⑤⑲経済センサスへの税務情報の活用
- ⑤⑳健康保険証の本人への直接交付
- ⑤㉑弁理士試験の負担軽減
- ⑤㉒農産物検査法等に基づく記載事項や様式の見直し
- ⑤㉓汚染土壌処理施設の変更許可に係る要件の緩和
- ⑤㉔木材加工事業者の共同によるJAS認証取得
- ⑤㉕農業法人の設立に伴う財産処分の特例措置の見直し

1. 地方公共団体の業務改善①

縦割り110番の要望  地方公共団体の要望 

<デジタル化への対応>

① 地方公共団体における押印見直しマニュアル

地方公共団体からの派遣職員が中心となって、地方公共団体が押印見直しを実施する際に参考となる作業手順、判断基準等を示すマニュアルを作成。
〔12/18公表〕

 

④ 製品安全4法に関する地方自治体からの報告方法見直し

経済産業局から自治体に対して紙媒体と電子媒体の両方の提出が求められることがあった製品安全4法に基づく立入検査結果報告について、メールによる電子媒体の送付に一本化。
〔3/26公表〕

 

② 災害救助法に基づく救助費用の求償手続の効率化

内閣府が災害救助法の救助事務費に関して様式を統一。
災害救助法の求償事務について、自治体アンケートを踏まえ、令和3年度前半に全国知事会と議論を行い、その結果を踏まえ必要なシステム開発を行う方向で速やかに対応。
〔3/5公表〕

 

⑤ 地方自治体の支出におけるクレジットカードの利用

取扱が統一されていない地方自治体の支出におけるクレジットカード払いについて、留意点等を整理し、使用可能である旨を、総務省から地方自治体へ周知。
〔2/24公表〕

 

③ 地方税事務の合理化

会計ソフトや電子申告の普及を踏まえ、地方自治体から各法人への紙申告書の一律送付を見直すよう、総務省から各自治体に通知を发出。
〔11/13公表〕

 

⑥ 地方自治体から消防庁への報告の電子化

原則FAX等としている地方自治体から消防庁への一定規模以上の火災・災害等に関する被害状況等の報告は、電子メールでできる旨を明示。
〔3/5公表〕

 

<その他①>

⑦ 地方自治体の職員が所持する立入検査証の統合

環境省関係
地方自治体の発行事務の軽減や迅速な検査のため、一人の職員が20枚以上所持することもある環境省所管法令に基づく45種類の身分証と地方公共団体が条例に基づき発行する身分証を1枚に統合できるよう、特例省令を制定。
〔3/16公表〕

全府省分
他府省分の350種類以上の立入検査身分証も統合可能とするため、全国の地方公共団体の意見を踏まえ、関係府省庁の特例省令を秋頃に制定予定。
〔6/8公表〕

 

⑨ 都道府県に対する調査の重複排除

群馬県庁の協力の下、国から回答を求められる調査の重複を確認し、調査の統廃合等を実施。

- 畜産分野の2件（農畜水産物等の放射性物質検査計画の報告と家畜伝染病に関する調査）において重複等を確認。
〔4/23公表〕
- 林野庁の木材産業等資金貸付状況調査や、農水省の小水力発電調査など6件について重複等を確認。
〔5/28公表〕
- 報告負担の大きい環境省の地盤沈下に関する調査について、調査結果の利用状況等を踏まえて調査シートを半減。環境省の他の業務調査も環境省が「自主点検」を実施。
〔7/20公表〕

 

⑧ 救急車が出動先から帰署する活動の高速道路無料措置に係る運用の明確化

運用が統一されていない救急車の帰署時の高速道路無料措置について、国土交通省及び消防庁から全国の消防本部や高速道路会社等に周知。
〔10/30公表〕

 

⑩ 水道布設工事監督者の配置の見直し

老朽化対策工事が増加する中、耐震化工事などの水質に影響のない工事（水道布設工事以外の水道施設の工事）についても、水道布設工事監督者の配置が求められていたところ、厚労省から必ずしも配置を求めるものではない旨を周知し、監督者の負担を軽減。
〔4/9公表〕

 

1. 地方公共団体の業務改善②

2. 学校運営・研究活動の改善

縦割り110番
の要望

地方公共団体
地方要望の要望

<その他②>

措置済

⑪災害復旧事業における写真撮影の合理化

地方公共団体が災害復旧事業費の一部の負担を国に求める際に提出する写真における被災箇所の起終点の表示は、ポールを現場に設置せずとも、撮影後の写真に記載するなど位置が明確に分かれればどのような方法でも構わない旨、農林水産省、国土交通省から通知を发出。

〔4/27公表〕



措置済

⑫政府統計データ二次的利用手順簡素化

政府統計データ二次的利用ガイドラインを改定し、令和3年1月から、地方公共団体が、毎月勤労統計や学校基本統計などおよそ270の統計を対象に二次利用する際の提出書類を簡素化。

地方公共団体からは、年間約2,000件の利用件数があるが、とりわけ「集計様式」の提出の負担が大きいとされ、その手続きを不要に。また、利用期間内で、同じ目的の範囲内であれば、都度の申請を不要とする包括的な提供が可能に。

〔11/6公表〕



措置済 令和3年度措置

⑬教育現場におけるオンライン教育の活用

○小中高において、

- ・教師が、オンラインを活用した授業を行うに当たって、同時双方向、オンデマンド動画、デジタル教材等をハイブリッドに活用。学校現場での児童生徒等の状況に応じ、学習の遅れの見られる児童生徒には重点的に指導を行うなど、より質の高い教育を行うために最適な対応が可能に。
- ・不登校児童生徒や病気療養児等が、自宅や病室等でオンラインを活用した学習を進めやすく。
- ・学習者用デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の2分の1未満とする基準の撤廃。
- ・感染症の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、一定の方法によるオンラインを活用した学習の指導を実施したと校長が認める場合には、「特例の授業」として位置付け、指導要録に記録することが可能に。
- ・全日制・定時制の高校における同時双方向によるオンラインを活用した授業で取得できる単位数の算定方法を弾力化。



○大学において、

- ・通学制の大学でオンラインを活用した授業により取得できる単位数の数を明確化。
- ・日本人学生が海外に滞在しながら、また、外国人学生が自国にいながら日本の大学の授業を受ける場合、通学制の大学においても、海外からのオンラインを活用した授業と日本での対面授業の柔軟な組み合わせによる教育が可能に。

また、高校及び大学の設置基準等の見直しを令和4年度からの実施を念頭に令和3年度中に結論を得る。〔3/29公表〕

措置済

⑭競争的研究費に関する事務負担軽減等

研究計画調書様式の在り方を検討するとともに、4月1日に行っている科研費の内定通知について2月に前倒しする方針を決定。令和4年度の公募から適用。〔11/27公表〕



競争的研究費と大学などの運営費交付金の合算使用は可能であることを確認。〔11/27公表〕



内閣府特命担当大臣（科学技術政策）と連携し、競争的研究費に関する事務負担軽減に関するルールの一歩化、簡素化・デジタル化・迅速化などについて関係府省連絡会申し合わせを策定、4月から適用。〔3/5公表〕

措置済

⑮国立大学法人における事務処理の簡素化・デジタル化

国立大学法人の勤怠管理や入試手続等について、手続のデジタル化、簡素化を文部科学省から各国立大学法人に依頼。〔11/10公表〕



措置済

⑯政府統計のデータフォーマット統一

統計データを機械集計する研究者等の利便性向上を図るため、各府省が機械判読可能な統計データを作成公表する際の統一ルールを策定。〔12/18公表〕



3. 民間の経済活動、国民生活の改善①

縦割り110番
110番の要望

地方公共団体
地方要望の要望

<新たな経済活動への対応①>

⑰ ドローンに関する規制改革



1. 航空法の規制改革

措置済 令和3年度措置

さまざまな産業分野でのドローンの利活用を拡大するため、高構造物周辺でのドローンの飛行の規制について、国土交通省は令和3年夏までに一定の条件下での緩和を目指す。

目視外で補助者を配置しない場合の一定高度以上の飛行やドローンからの物件投下について、許可基準を明確化。

災害時等において、周辺に第三者が立ち入る可能性が極めて低い場合には、目視外飛行を行う際に必要となる飛行前の現場確認や立入管理区域の設定を不要とするため許可基準を改正。

ドローンを活用したインフラ点検等の飛行を行う際に必要となる安全対策等をまとめた飛行マニュアルを作成。当該マニュアルに従って実施される飛行について、許可に当たっての審査を簡略化。

インフラ、プラント点検のために、第三者の出入が厳格に管理された敷地の上空において、ドローンが飛行経路を逸脱しないように適切な措置を講じている場合には、「人口集中地区」等であっても、夜間を含め、補助者なし・目視外で飛行を可能に。

2. 各種法令手続の合理化

措置済

ドローンが、道路、河川、港、国立公園等の上空を単に通過する場合、道交法等に基づく手続は原則不要と整理したガイドラインを内閣官房が作成。

3. 各種申請のオンライン化・ワンストップ化

措置済 令和4年度措置

飛行に係る手続の負担軽減、迅速化を図るため、令和4年度中に航空法関係の各種申請システム間の機能連携を実現する見込み。

- さらに、
- ・航空法や電波法に基づく手続の民間サービスを活用したオンライン化・ワンストップ化を推進。
 - ・その他の各種法令手続も、必要性を整理の上、オンライン化・ワンストップ化のための連携の在り方を検討。

ドローンを補助者なしで目視外飛行させる場合に、原則必要となる有人機団体等との調整について、約150ある調整先一覧を国土交通省等のHPで公開するとともに、連絡方法をメールに統一し、連絡内容も統一。
〔12/18、3/30、8/27公表〕



⑱ 自動運転に関する規制改革



<国土交通省所管分>

1. オーナーカーに関する規制改革

令和3年度検討

多くの試験自動車を公道で走行できるようにするため、国土交通省が「コネクテッド技術（通信で外とつながる技術）」の活用を前提とした、運転者等の遠隔管理による試験走行制度の見直しに着手。

2. 移動サービスカーに関する規制改革

措置済

乗合バスなどの無人自動運転移動サービスの提供にあたり、完全キャッシュレスである旨を事前に周知徹底する場合などには、完全キャッシュレス化が可能である旨を周知。

車両の装置等で安全確保が可能な場合には、保安要員の同乗は不要とする旨を明確化。

3. 事務手続に関する規制改革

措置済

自動運転車の保安基準の緩和認定を受ける場合、同じシステム等を搭載し、使用方法も同じであると想定される車両の場合には、令和2年12月から再度の審査を省略。

（独）自動車技術総合機構が並行輸入自動車の審査を行う際に必要となる「技術基準等適合証明書」への海外自動車メーカーのサインは令和3年6月に、電子署名も可能に。〔4/6公表〕



<警察庁所管分>

措置済

歩行者への十分な周知等を前提に、道路使用許可により、令和3年1月から歩行者用道路での自動運転バスの走行が可能に。

自動運転バスの実証実験において、実施主体と路線バス事業者とが当該実験の目的や内容について合意している場合等は、令和3年1月から既存バス停が活用可能に。

実証実験を行う場所が道路使用許可が必要となる「道路」に該当するか否かについて、過去の事例を踏まえて考え方を示した資料を、令和3年6月に公表。

遠隔型自動運転システムを用いた自動車と特別装置自動車を公道走行させる場合に必要となる道路使用許可について、警察署長が認めた場合は路上審査を省略可能とするなど、審査を合理化。

〔4/16公表〕



3. 民間の経済活動、国民生活の改善②

縦割り110番
の要望

地方公共団体
地方要望の要望

<新たな経済活動への対応②>

令和2年度以降継続して検討

⑱再生可能エネルギー等に関する規制の総点検

大臣主宰の「再生可能エネルギー等に関する規制の総点検タスクフォース」を令和2年11月に設置し、今までに計14回開催し、規制見直し等を促進。産業界からの800件近い要望の中からニーズが高いものから順次取り挙げ、再エネ促進の障壁となる立地制約、系統制約、市場制約等を改善する規制見直しを関係省庁に要請し、先般の規制実施計画のグリーン分野に130項目（全448項目中）を盛り込んだところ。引き続き、改革を推進。



措置済

令和3年度以降措置

⑳「空飛ぶクルマ」の実現に向けた制度の整備

「空飛ぶクルマ」の試験飛行が円滑に実施されるよう、国土交通省が、試験飛行の関連条文の一覧や試験飛行に係る飛行事例を公表するとともに、令和3年度のできる限り早い時期に試験飛行のガイドラインを作成。

令和5年の事業スタートに必要な基準や手続についても、官民協議会の議論を踏まえ、順次公表。

〔2/12公表〕



措置済

㉑自家用有償旅客運送の円滑な実施

「交通空白地」で市町村等が自家用車を用いて行う自家用有償旅客運送を円滑に実施できるように、国土交通省が「交通空白地」に該当することを客観的なデータで示すガイドラインを作成。

また、本省職員が必要な提案等を行うアドバイザー制度を創設。〔12/25公表〕



措置済

㉒駅前ロッカーを利用したクリーニング衣類の受渡し

駅前ロッカーを利用した下着類やタオル等を含むクリーニング衣類の受渡しについて、現在発出されている通知が禁止する規制ではなく、技術的助言であり、自治体の判断で実施可能なことを厚生労働省に確認。早速、福岡市で事業を開始。

〔4/2公表〕



措置済

㉓複数ビルの入居者を対象としたオンデマンド型シャトルサービスの実現

特定旅客自動車運送事業の需要者として、ビル管理会社が自己の施設を利用させることを目的とした場合、自己が管理する複数ビルの入居企業従業員及び住宅居住者を取扱客とすることが可能に。また、発着地が営業区域内であれば、ニーズに応じて自由なルートで走行可能に。これらを国土交通省HPで明確化。

〔4/30公表〕



措置済

㉔シェアオフィスの立地の円滑化

テレワークが拡大する中で需要が増加しているシェアオフィスについて、第一種低層住居専用地域等での立地に関する地方公共団体の許可が円滑に行われるよう、許可方針や許可基準の目安を示す「技術的助言」を発出。

〔6/25公表〕



令和3年度措置

㉕会社設立時の定款認証に係る公証人手数料の引下げ

株式会社設立時の定款認証に係る公証人手数料について、法務省は、起業促進の観点からその引下げを検討し、必要な措置を講ずる。

〔5/28公表〕



措置済

㉖フードテックに関する規制改革（プラントベース食品等の表示規制の明確化）

世界的な環境志向、健康志向など、食に求める価値観が変化していることを背景に、植物を原材料とした「代替肉」などのプラントベース食品の需要が拡大すると見込まれているため、政府として初めて、プラントベース食品等の表示に関するQ&Aやチラシを作成し、公表。

〔8/20公表〕



措置済

㉗MaaS利用券の景品表示法上の金額制限からの適用除外

商業施設が利用者に提供する最寄駅から施設へのバス・タクシーの利用券について、景品の金額制限の対象外であることを明確化。消費者庁HPで公表。

〔10/9公表〕



令和3年度以降も継続して実施

㉘経営者保証の融資慣行の改善

中小企業等が経営者保証を求められる融資慣行について、金融庁は金融機関の取組事例や金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群の収集・公表等を通じて改善を推進。

〔6/4公表〕



3. 民間の経済活動、国民生活の改善③

縦割り110番
110番の要望

地方公共団体
地方要望の要望

<キャッシュレス化の推進>

法案成立済

⑲特許料等の支払方法の利便性向上

特許料等の特許庁への支払いの7割（金額ベース）を占める予納（予め一定額を納付しておき、出願等の都度その残高から支払う制度）の入金方法について、特許印紙による入金を廃止し、口座振込等に変更。また、特許庁窓口において、特許印紙のほかクレジットカード等の支払いも可能に。（5/14法成立）〔3/2公表〕



措置済

⑳交通反則金の納付方法の多様化

金融機関窓口払いが必要な交通反則金について、ネットバンキングやATMから専用口座への振込みによる納付が可能に（6/28から秋田、島根県で試行的に導入。検証の上順次拡大）。引き続き、クレジットカードやコンビニ納付など更なる多様化を検討。〔4/23公表〕



<デジタル化への対応①>

措置済

⑳常駐規制・専任規制の見直し

マンション管理業者の事業所への「管理主任者」の常駐義務他2件について、常駐義務を廃止し、オンライン等による対応を可能に。

資格者などの配置は求めるものの、常駐や専任までは求めないとの解釈ができる規制25件について、常駐や専任は不要である旨の解釈を公表。〔7/6公表〕



措置済

㉑警察におけるデジタル化

道路使用許可等について、オンライン手続を可能とする試行的なシステムを令和3年6月から運用開始。



指定自動車教習所における教習原簿の押印欄を廃止するとともに、オンラインによる学科教習が可能に。（12月～）〔11/13公表〕

令和4年度措置

㉒自動車検査登録手続のキャッシュレス化

専用印紙が使用されている自動車検査登録手続について、オンラインで事前に登録することにより、クレジットカード一括決済を可能に。QRコード決済など、他の支払手段も順次拡大し、多様な支払い方法を可能とした上で、将来的に印紙による支払いを廃止。



令和4年の早期に、パソコンやスマートフォンから申請書を作成できるサイトを導入。マイナンバーカードやIC車検証を使ったオンライン申請の導入も目指す。〔7/20公表〕



令和3年度以降措置

㉓国の手数料等のキャッシュレス化

支払い1万件以上の手続等は、オンライン納付や窓口におけるキャッシュレス払いを導入。次期通常国会に法案を提出。〔6/1公表〕



措置済

㉔地方税のクレジットカード納付の際の納税証明書の即時発行

納付から納税証明書発行まで一定期間を要し、車検前に利用できなかった地方税のクレジットカード払いについて、証明書の即時発行ができることとするため、総務省から地方公共団体に通知を发出。〔3/9公表〕



措置済

㉕ハローワークにおけるオンライン求人申込時の対面手続廃止

事業主によるオンライン求人申込の際、オンラインでの申込が初めてである場合等の一部ケースで必要とされていた対面手続について、原則として不要に。〔6/11公表〕



令和3年度以降措置

㉖公式法令データの整備について

e-Govで国民に提供するとともに、国の法制執務に活用するため、法令編纂を所管する法務省が公式法令データを整備する。法律は国会修正ない場合は原則公布日に掲載。令和3年度試行、4年度から本格運用。〔7/2公表〕



令和4年度措置

㉗国民年金における保険料免除手続の電子化

国民年金保険料の免除手続に係る情報提供はマイナポータルを通じて行われている一方、免除申請は葉書を返送する必要があった。今後システム開発を進め、令和4年度前半（5月頃）からマイナポータル上で免除手続ができるよう目指す。〔3/12公表〕



令和3年度措置

㉘介護サービス情報公表システムの情報充実

利用者による介護サービス事業者の選択を支援するため、介護サービス情報公表システムに、自治体による指導等に関する項目を追加する方向で、厚生労働省が地方公共団体との調整・検討を進め、令和3年秋頃からの情報掲載を目指す。〔12/11公表〕



4. 民間の経済活動、国民生活の改善④

縦割り110番
110番の要望

地方公共団体
地方要望の要望

<デジタル化への対応②>

令和3年度措置

④①引越しに伴うナンバープレート交換に関する特例の創設

自動車の住所について個人がオンラインで変更登録申請をする場合に、ナンバープレートの交換を次回車検時まで猶予する特例を創設。引越直後の運輸支局等への車の持ち込みを不要化。令和4年1月の運用開始を予定。

標準500円
12-34

〔5/11公表〕



<その他①>

令和4年度措置

④③各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合

各種申請等で提出する写真サイズや撮影時期の指定が多岐にわたり不便なことから、サイズを免許証サイズ・履歴書サイズ・大型サイズ又はパスポート規格のいずれかに統合。撮影時期は現状6カ月未満のものは「6カ月以内」に統一。原則令和4年度中に実施。更に、写真の電子的提出も推進。〔5/28公表〕



110番

措置済

④②所得制限に関する分析レポート

直轄チームメンバーが、社会給付に関する33の所得制限を横断的に整理した論文を執筆。8つの社会給付で所得制限における限度額の根拠を平均収入など経済的な観点で見出せないことや、大学無償化等の一部制度で所得再分配後の実質的な収入が年収に応じて一部逆転していることなどの課題も提言。〔7/30公表〕



令和3年度措置

令和4年度措置

④④厚生労働省の調査の重複排除

毎年度実施される介護保険法に基づく介護施設からの現況報告と、介護サービス施設・事業所調査（一般統計調査）の調査項目が重複しているため、厚労省において令和4年度からの調査の統廃合を図る。



他府省において同様の事例ないか確認する。

〔2/26公表〕



一部令和3年度措置

令和4年度措置

④⑤療育手帳のマイナポータル自己情報表示の早期実現

療育手帳の所持者が、手帳の代わりにスマートフォンアプリの画面提示により割引サービスの資格確認を可能とする。7自治体は令和4年2月から対応予定。同年6月以降、さらに対象自治体拡大。〔9/3公表〕



令和3年度措置

④⑥運転免許証更新時に写真を提出する申請者の利便性の向上

運転免許証更新時に写真を提出する申請者の利便性の向上を図るため、写真撮影を行う即日交付窓口を拡大するとともに、提出された免許用写真への適切な対応、免許用写真に関する情報提供の促進を盛り込んだ通達を発出。〔9/3公表〕



措置済

④⑦災害時におけるトラックドライバーの融通

被災地に必要な商品を届け、被災地には、商品配送を行う運送会社が他の運送会社から運転者の応援を受けて、運送を実施することが可能に。その旨、国土交通省が周知。



〔11/17公表〕



措置済

④⑧技能実習生への対応強化

暴行や脅迫等の緊急案件に関する専用相談窓口として「技能実習SOS・緊急相談専用窓口」を外国人技能実習機構の「母国語相談ホットライン」を開設（4/21）。〔4/23発表〕

外国人技能実習機構から、「失踪者の発生が著しい送出し機関に対する措置」を発出（6/18）。

失踪者の発生が著しいベトナムの4機関について、改善が認められるまでの一定期間、当該機関から送り出される技能実習生の新規受入れを停止。〔6/22発表〕



令和4年度措置

④⑨転出・転入手続のワンストップ化の早期実現

マイナンバーカード所持者による転出手続と転入予約のオンライン化、転入地窓口での書類記入の手間削減、手続時間短縮を図る。令和4年度中の実現を目指す。〔2/9公表〕



措置済

④⑩居住地以外のハローワークでの給付金手続

失業中の教育訓練支援給付金の受給継続手続について、通学地近隣のハローワークでも手続可能である旨、冊子を改訂し、受給者に周知。〔5/25公表〕



措置済

④⑪雇用保険給付金申請の添付書類の見直し

事務負担が大きく、テレワークの妨げにもなっている雇用保険給付金申請時の添付書類（銀行通帳や運転免許証の写し等）の提出が不要に。〔4/6公表〕



4.民間の経済活動、国民生活の改善⑤

縦割り110番
110番の要望

地方公共団体
地方要望の要望

<その他②>

令和3年度措置

51 コンプレッサーに関する騒音・振動規制の見直し

圧縮した気体を動力源とするコンプレッサーのキロワットを基にした「出力」ベースの一律規制については、総合的にみて生活環境保全上、問題ないと評価できるものを規制対象外とする方向で検討し、令和3年中に政令改正、令和3年度中に省令等の整備を目指す。

〔7/20公表〕



地方要望

令和3年度措置

53 健康保険証の本人への直接交付

健康保険証を交付する際に事業主を経由しなければならないとしていたが、保険者と事業主の双方で合意が得られれば、保険者から被保険者本人に健康保険証を直接交付することができよう8月に施行規則を改正、10月より施行予定。

〔6/15公表〕



110番

措置済

55 農産物検査法等に基づく記載事項や様式の見直し

農産物検査法に基づき公示されていた検査員個人の住所を農林水産省が記載事項から削除。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく交付金制度の報告書等の記載内容の重複を解消するため、農林水産省が様式を見直し。

〔2/24公表〕



地方要望

措置済

57 木材加工事業者の共同によるJAS認証取得

工場や事業所単体でなくとも、小規模工場が設立した加工協同組合やグループの中核となる工場による申請等でも、木材のJAS認証取得が可能である旨、農林水産省から通知を发出。

〔1/15公表〕



地方要望

令和3年度以降措置

52 経済センサスへの税務情報の活用

5年毎に実施される経済センサスの報告者負担を軽減するため、税務情報でカバーできる範囲が大きい個人事業主を対象に、本人の同意の上で、e-Taxの税申告情報を経済センサスに活用するための検討を国税庁、総務省等が開始。次回（令和8年）調査から活用を目指す。〔8/20公表〕



110番

令和3年度措置

54 弁理士試験の負担軽減

修士や博士の学位を有する者は、論文選択科目の免除申請が可能だが、論文を1000字程度にまとめた学位論文概要証明書の提出が必要だった。令和3年10月より、論文全文の写しを提出することでも申請可能とした。

〔9/3公表〕



110番

令和3年度措置

56 汚染土壌処理施設の変更許可に係る要件の緩和

汚染土壌処理施設の変更許可のうち、軽微な「構造」の変更については、届出でも対応できるようにするため、環境省が有識者も交えて検討した上で、省令とガイドラインを令和3年度中に改正予定。〔8/27公表〕



地方要望

令和3年度措置

58 農業法人の設立に伴う財産処分の特例措置の見直し

補助対象財産を所有する法人が、事業の効率化等により収益力の向上を図るため、補助対象財産を議決権の過半数を有する別法人に譲渡し又は長期間貸し付ける場合等について、国庫納付を要しないこととし、その旨を令和3年9月中に承認基準に明記。

〔9/3公表〕



地方要望